



児童手当制度が改正

1人目の子どもから支給されます

(平成3年1月2日以後に生まれた児童)

平成4年1月1日からの改正

事項	改正前	改正後
支給対象	第2子以降	第1子以降
支給期間	義務教育就学前	3歳未満
支給金額		
第1子	—	5,000円(月額)
第2子	2,500円(月額)	5,000円(月額)
第3子以降	5,000円(月額)	10,000円(月額)

支給期間に関する経過措置

第2子以降	昭和60年4月2日～昭和61年12月31日生まれの児童	⇒ 平成3年12月分まで支給
	昭和62年1月1日～昭和62年12月31日生まれの児童	⇒ 5歳の誕生日の属する月分まで支給
	昭和63年1月1日～昭和63年12月31日生まれの児童	⇒ 平成4年12月分まで支給
	平成元年1月1日～平成元年12月31日生まれの児童	⇒ 4歳の誕生日の属する月分まで支給
	平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれの児童	⇒ 平成5年12月分まで支給
	平成3年1月1日以後に生まれた児童	⇒ 3歳の誕生日の属する月分まで支給



第1子の認定請求



平成3年1月2日以後に生まれた第1子については、平成4年1月から新たに手当の支給対象となりますが、該当する方は、認定請求の手続きが必要となります。

この認定請求の受付は、平成3年11月から役場

住民福祉課福祉係 ☎④1211内線154で行いますので、早めに手続きを済ませてください。

手続きが遅れますと、受けられる月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

11月29日(金)は、国民年金11月分の納期です。